

# 総務文教常任委員会

## 【議案第35号】

●松田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

人事院勧告に伴い、職員の給与等の改定について提案された。委員会の説明員として、副町長及び総務課職員から「地域手当3%の支給」について、重点的かつ詳細に「アラインプを行い審査した結果は次のとおりです。

## 審査の概要

説明員と次のような質疑を行った。

**質** 廃止した「地域手当」が復活している。廃止した経緯と復活する理由は、

**答** (総務課長)

平成18年度まで10%支給していた。当時、5万人未満の市町村は支給基準対象であったことやバブル崩壊以降、財政が逼迫していたので平成20年度から順次削減し、22

年3月に廃止した。

今回、人事院勧告の中で地域間格差の是正や、官民給与水準等を勘案するよう指導があった。また、平成27年度から給与水準2%の引き下げも勧告されている。

松田町は県内市町と比べ、給与水準は低位にあり地域手当も廃止しているため、職員の待遇改善をする必要がある。

**質** 「地域手当」を3%に設定する理由は、

**答** (副町長)

足柄上地区の市町は、3%支給している。給与2%の引き下げを考慮すると、生活水準維持のためにも必要だ。

**質** 「地域手当」による人件費が、年間900万円増となるようだが財源を確保できるのか。

**答** (副町長)

予算編成の中から捻出する。

**質** 福祉関連の経費が増加する中で、人件費を含めた義務的経費がさらに増加すると、投資的事業を圧迫する恐れはないのか。

**答** (副町長)

事業ごとの補助金や起債を活用し対応する。

※副町長、職員退席の後に委員会でも討議した結果、次のような意見が多数を占めた。

- ①近隣市町に比べ給与水準が低いこと。
- ②松田町だけが「地域手当」を支給していないこと。
- ③職員の勤労意欲を高め、町民サービスの向上を図れること。
- ④平成20年の「地域手当」廃止に賛成したが、近年の給与状況を勘案すると復活もやむを得ない。

## 審査の結果

裁決により賛成多数で原案のとおり可決した。5日の本会議では委員会報告(下記参照)後に、審議を行った。その概要は次のとおりです。

## 本会議の審議

委員会所属議員以外の議員から、次のような質問があった。なお、回答は委員会審査と重複しているため割愛した。

①アベノミクス効果は、

未だ地方に波及していない。公務員だけが昇給することは、町民感情からして納得できない。

②人口減に伴い地方交付税も減となっている。人口増加と企業誘致が見込めるなら、「地域手当」を復活してもよいが、将来的な見通しが厳しい時

に、いかがなものか。

③職員の勤労意欲を高め、町民サービスを向上するため「地域手当」を復活するというが、町民に受け入れられるのか。

本会議での質疑終了後に裁決を行い、賛成多数で原案のとおり可決した。

## 総務文教常任委員会報告書 (抜粋)

「松田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」のうち、特に第10条の2に規定する「地域手当3%の支給」について、重点的かつ詳細に審査しました。

この「地域手当」については、国からの地域手当減額指導により平成20年第1回定例会で審議した結果、「地域手当」の廃止を議決して4月1日から施行しています。

しかしながら、今回の人事院勧告では「給与制度の総合的見直しについての取り組み」により、給与を減額することが示されています。また、近隣町では「地域手当」が今日まで3%が支給されていることを鑑みると、職員給与に格差が生じています。

一方、「地域手当」を復活することにより義務的経費が増大し、投資的事業の財源確保が懸念されることから、「地域手当そのものを凍結することや2%に抑制する意見」も出されましたが、職員の勤労意欲を高め町民サービスの向上を図ることから、原案どおり賛成することと判断しました。

※地域手当とは…地域における物価等を考慮し、一定の地域に在勤する職員に支給される手当で、基本給、管理職手当、扶養手当等の合計額に一定の率を乗じた額をいう。